

成長のための企業法務

アンビシャス総合法律事務所 弁護士 奥山倫行

第45回

特定商取引法

(ECサイトの最終確認画面)

Q 当社が、ECサイトで商品を販売して、特定商取引法が改正されて、ECサイトの最終確認画面を修正しなければならなくなると聞きました。当社でも対応を進めているのですが、自前で行っているのでは

ありません。確認すべきポイントをお教えください。

改正特商法の施行

2021年6月9日に特定商取引法(以下「特商法」)が改正され、22年6月1日から施行されています。改正項目は多

岐にわたりますが、ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

けに限りませんので、ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

た六つの項目を分かりやすく

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

「総分量」が把握できる

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

「お知らせ」本紙12月25日号は休刊いた

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

「お知らせ」本紙12月25日号は休刊いた

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを

ECサイトを



HPはこちらから

本号の主な内容

2面「忠告」源氏三代の墓
神戸の治水事業の歴史をめぐって
和歌山県 ポストコロナに向けて

【お知らせ】本紙12月25日号は休刊いたします。次号は2023年1月1日発行の『贈賀新年号』となります。
株式会社帝國アタパンク

(1)面から続く
商法12条の6第1項2号/同法11条4号) 定期購入契約において「初回の代金の支払時期・方法」だけでなく、契約期間中の「各回の代金の支払時期・方法」についても明確に表示する必要があります。

(4)引渡・提供時期(特商法12条の6第1項2号/同法11条4号) 定期購入契約においては「初回の引渡・提供時期」だけでなく、契約期間中の「各回の引渡・提供時期」についても明確に表示する必要があります。

(5)申込み期間(期間の定めがある場合)(特商法12条の6第1項2号/同法11条4号) 季節商品のほか、販売期間を決定して期限限定販売を行う場合は、その申込み期間を明示する必要があります。具体的には、商品名欄等において商品名に分かりやすく併記する方法、バーコード表示する方法、消費者が明確に認識できるようなリンク先や参照ページ、クリックにより表示される別ウインドウ等に詳細を記載する方法が考えられます。

他方で、期間を明確に区切られない個数限定販売の場合や価格その他の取引条件(価格のほか、数量、支払条件、特典、アフターサービス、付属の利益等)について一定期間に限定して特別の定額が設けられている場合は、申込み期間を明示する必要があります。

(6)申込みの撤回・解除に関する事項(特商法12条の6第1項2号/同法11条5号) 契約の申込みの撤回又は解除に関して、その条件、方法、効果等について表示する必要があります。具体的には、返品や解約の連絡方法、連絡先、返品や解約の条件等について、消費者が見つけやすい位置に表示する必要があります。

「総分量」が把握できるように、引渡回数も表示する必要があります。例えば、1年間の定期購入契約にも関わらず、1カ月分の分量しか表示されていない場合は、適切な表示がされているとは言えません。さらに、消費者が解約を申し出るまで無期限で定期的な商品が提供されるような契約の場合は、その旨を明確にしたうえで、1年単位の総分量を目安として表示する必要があります。

(2)販売価格・対価(特商法12条の6第1項2号/同法11条1号) 複数の商品を販売する場合、個々の商品の販売価格に加えて、支払

があります。例えば、電卓という商品に「マセキ」のブランド名を操作する必要がある、消費者から追加の個人情報提出しなればならない、又は定期購入契約で解約の申込み期限がある、解約時に違約金が発生する等の場合は、その旨も最終確認画面で明確に表示する必要があります。

表示が困難な場合の対応
インターネット通販の最終確認画面では画面のスクロールが可能なため、前記(1)ないし(6)の表示事項を網羅的に記載するのが難しいとわかって

らに、消費者が解約を申し出るまで無期限で定期的な商品が提供されるような契約の場合には、その旨を明確にしたうえで、1年単位の支払総額の代金のほか、契約期間中に支払うべき代金も表示する必要があります。

(3)支払の時期・方法(特商法12条の6第1項2号/同法11条2号) 定期購入契約においては「初回の支払の時期・方法」だけでなく、契約期間中の「各回の支払の時期・方法」についても明確に表示する必要があります。

アンビシャス総合法律事務所
札幌市中央区大通西11の4の22 第2大連藤井ビル8F、電話011-210-7501